

下野新聞

しもつけ

発行所 宇都宮市昭和1丁目8番11号
〒320-8686

下野新聞社

電話 028-625-1111
郵便振替口座 00180-1-623433
©下野新聞社2017

読者室 028-625-1179
(受付 月～金・午前10時～午後6時)
編集局 028-625-1121
販売 028-625-1120(販売)
事業局 028-625-1134(事業・教育)
営業局 028-625-1133(広告)

PC・スマホ・携帯でも
下野新聞 検索

下野新聞社ホームページ
<http://www.shimotsuke.co.jp/>

電子号外

下野新聞購読お申し込みは
フリーダイヤル
0120・810081

無料で、スマホで最新のニュースを!!
下野新聞 SOON
月額 250円・税
下野新聞 検索

「共謀罪」法が成立

自公が採決強行 委員会採決 異例の省略



「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法が可決、成立した参院本会議 15日午前7時46分

犯罪を計画段階で処罰される異例の手續きで採決する「共謀罪」の趣旨を強行。同法は実行後の盛り込んだ「テロ等準備罪」を新設する改正組織犯罪処罰法が15日朝の参院本会議で自民、公明両党と日本維新の会などの賛成多数により可決、成立した。自公は参院法務委員会の採決を省略するため「中間報告」と呼ばれる異例の手續きで採決された。

懸念置き去り、野党反発

参院本会議は14日午前の山本幸三地方創生担当相への問責決議案否決から、15日朝の共謀罪法の質疑、採決まで徹夜の攻防となった。民進党の蓮舫代表は採決前の討論で「権力に国民の内心の自由を侵されるのではないかと指摘。中間報告による採決について「憲政史上に汚点を残す」と批判した。

「共謀罪」法の参院本会議での採決は投票総数235、賛成165、反対70だった。

「共謀罪」規定のポイント

- 対象犯罪は277
- 適用対象はテロリズム集団などの組織的犯罪集団
- 現場の下見などの準備行為も構成要件
- 実行前に自首した場合は刑を減免
- 法定刑は「5年以下の懲役または禁錮」か「2年以下の懲役または禁錮」
- 組織的犯罪集団の不正権益の維持・拡大を目的とした計画も処罰

改正法は適用犯罪を277とし、対象をテロ組織や暴力団などの「組織的犯罪集団」と規定。構成員が2人以上で犯罪を計画し、うち少なくとも1人が現場の下見や資金調達などの「準備行為」をすれば、計画に合意した全員が処罰される。